

高齢者虐待について

2019. 10. 08 (火) 14:00 - 15:00
2019. 10. 18 (金) 14:00 - 15:00

特別養護老人ホーム 第二森の里

神奈川県司法書士会 司法書士 仲井雅光

目次

1. 高齢者虐待防止法成立の経緯
2. 高齢者虐待防止法の用語解説
3. 高齢者虐待の実態
 - 相談・通報受理／虐待認定件数
 - 虐待の内容
 - 被虐待高齢者の状況
 - 虐待者の状況
 - 虐待の発生原因
 - 虐待等による死亡事例
4. 高齢者虐待防止法の活用
 - 法の趣旨
 - 法の構成
- 高齢者虐待の防止等に対する国・地方公共団体・国民の責務について
 - 高齢者虐待の対応策・養護者支援について
5. その他
 - 身体拘束について
6. 司法書士へのご相談先

1. 高齢者虐待防止法成立の経緯

- ▼ 平成 15 年 8 月 日本高齢者虐待防止学会設立
- ▼ 平成 15 年 11 月 1 日 「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法、以下「法」と記載) 成立
- ▼ 平成 18 年 4 月 1 日 高齢者虐待防止法施行
同法の施行により、全国の市区町村や地域包括支援センターを窓口として虐待事件の対応や予防活動が開始された。

2. 高齢者虐待防止法の用語解説

- ▼ 高齢者：65歳以上の者（法2条1項）
- 高齢者に該当しない者についても適切な対応が必要（法附則2項）
- ▼ 養護者：当該高齢者の日常生活において何らかの世話をしている者（法2条2項）
 - 当該高齢者と「同居」いる必要はなく、親族である必要もない。なお、養介護施設従事者等は除かれる。
- ▼ 高齢者虐待：「養護者による虐待」「養介護従事者による虐待」の2類型を定めている（法2条3項）
- ▼ 高齢者虐待の類型：「身体的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5類型を規定している（法2条3項4項）
- ▼ 養介護施設従事者等
 - ◆ 「養介護施設」（法2条5項1号）の業務に従事する者
 - ◆ 「養介護事業」（法2条5項2号）において業務に従事する者

虐待類型	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体にあざ・痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 <具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど、打撲させる、入浴時に熱湯をかけてやけどをさせる 等 ・ベッドに縛り付けたり、意図的に糞を過剰に服用させたりして、身体的拘束、抑制をする 等
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	<p>意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状況を悪化させていること <具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放置、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる ・排泄ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること 等
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的情緒的苦痛を与えること <具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口をいう ・侮辱をこめて、子どものように扱う ・高齢者が話しかけているのに意図的に無視する 等
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 <具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、性的行為を強要する ・本人の裸体を映像や写真に撮る、撮影物を他人に見せる 等
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること <具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・金銭・財産の着服・窃盗 等

□ 「養介護施設」（高齢者虐待防止法第2条第5項第1号）

（老人福祉法第5条の3に規定する）老人福祉施設

（老人福祉法第29条第1項に規定する）有料老人ホーム

（介護保険法第8条第21項に規定する）地域密着型介護老人福祉施設

（介護保険法第8条第27項に規定する）介護老人保健施設

（介護保険法第115条の46第1項に規定する）地域包括支援センター

□ 「養介護事業」（高齢者虐待防止法第2条第5項第2号）

条文	事業の種類	業務の内容
老人福祉法5条の2第1項	老人居宅生活支援事業	訪問介護、デイサービス、ショートステイ
介護保険法8条1項	居宅サービス事業	訪問介護・看護・リハビリ、通所介護・リハビリ、短期入所生活介護・入所療養介護等の、いわゆる在宅サービス事業
介護保険法8条14項	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など
介護保険法8条23項	居宅介護支援事業	ケアマネジメントなど
介護保険法8条22第1項	介護予防サービス事業	介護予防通所介護、介護予防訪問介護など
介護保険法8条の2第14項	地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防夜間対応型訪問介護など
介護保険法8条の2第18項	介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメントなど

3. 高齢者虐待の実態 ～相談・通報受理／虐待認定件数～

以下、平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）から引用

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

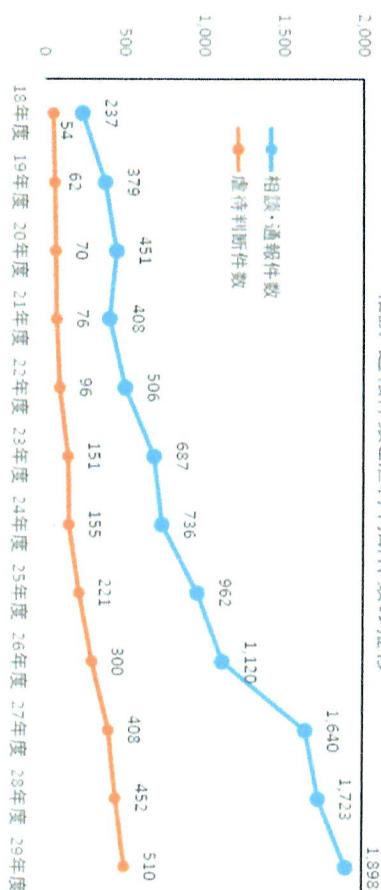
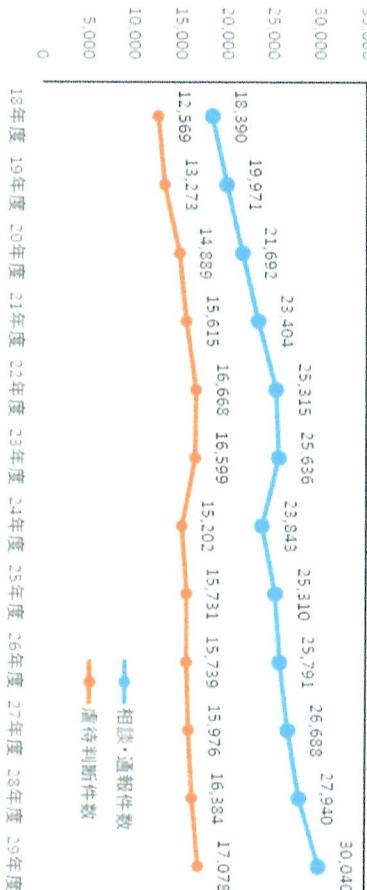


図2 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

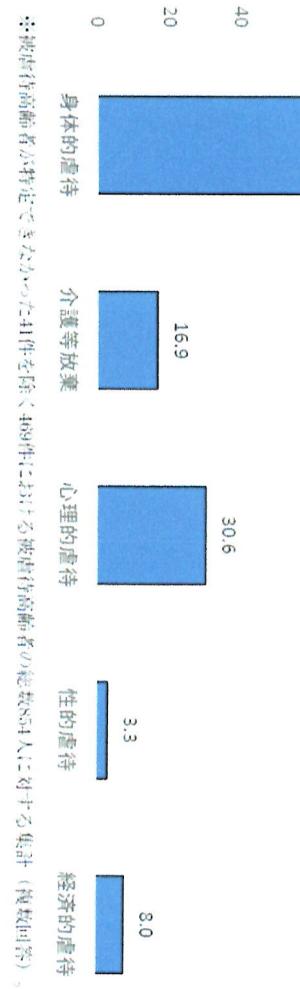


3. 高齢者虐待の実態 ～虐待の内容～

養介護施設

(%)

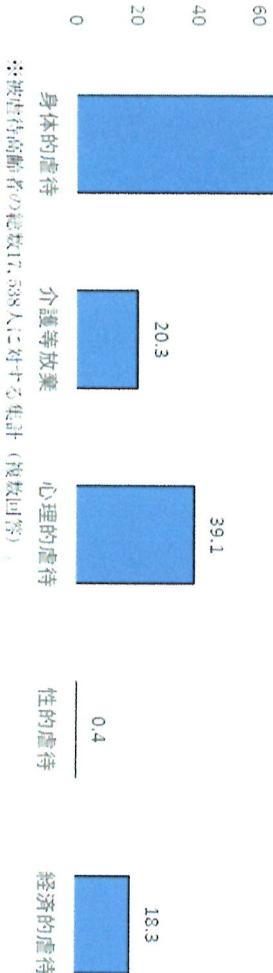
図3 虐待の種別の割合



養護者

(%)

図13 虐待の種別の割合



3. 高齢者虐待の実態 ～被虐待高齢者の状況（1）～ 養介護施設

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100歳 以上	不明	合計
人数	28	32	47	102	164	228	174	67	9	3	854
割合 (%)	3.3	3.7	5.5	11.9	19.2	26.7	20.4	7.8	1.1	0.4	100.0

養護者

表 41 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,820	2,481	3,644	4,274	3,300	1,984	35	17,538
割合 (%)	10.4	14.1	20.8	24.4	18.8	11.3	0.2	100.0

3. 高齢者虐待の実態 ～被虐待高齢者の状況(2)～

養介護施設

表20 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	4	0.5
要支援1	7	0.8
要支援2	8	0.9
要介護1	65	7.6
" 2	93	10.9
" 3	174	20.4
" 4	255	29.9
" 5	227	26.6
不明	21	2.5
合計	854	100.0
(再掲)要介護3以上	(656)	(76.8)

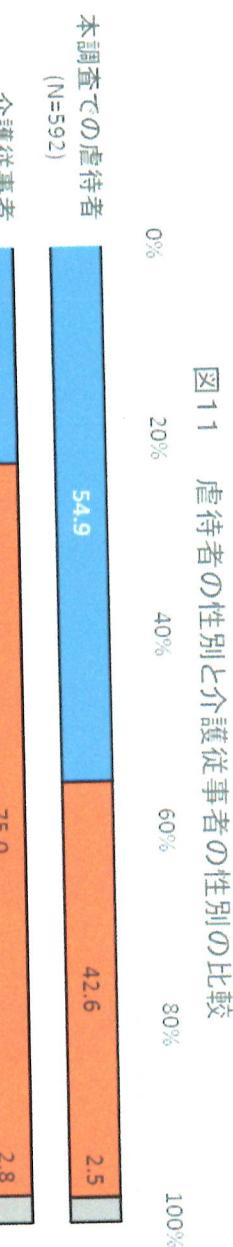
養護者

表43 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合(%)
要支援1	809	6.9
要支援2	978	8.3
要介護1	2,878	24.5
" 2	2,604	22.2
" 3	2,136	18.2
" 4	1,494	12.7
" 5	829	7.1
不明	25	0.2
合計	11,753	100.0
(再掲)要介護3以上	(4,459)	(37.9)

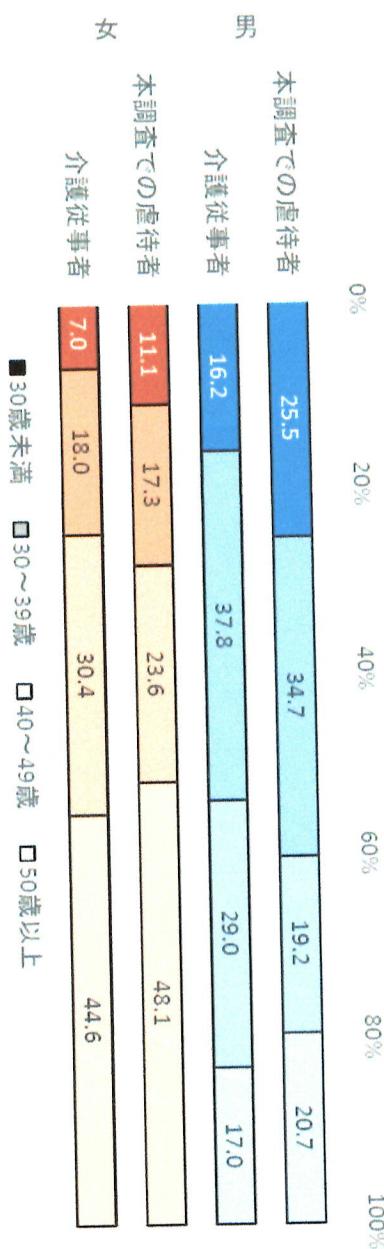
3・高齢者虐待の実態 ～虐待者の状況～（1）

養介護施設



※「介護従事者」は、介護労働安全センター『平成29年度介護労働実態調査』による。

図12 虐待者と介護従事者の性別と年齢の比較

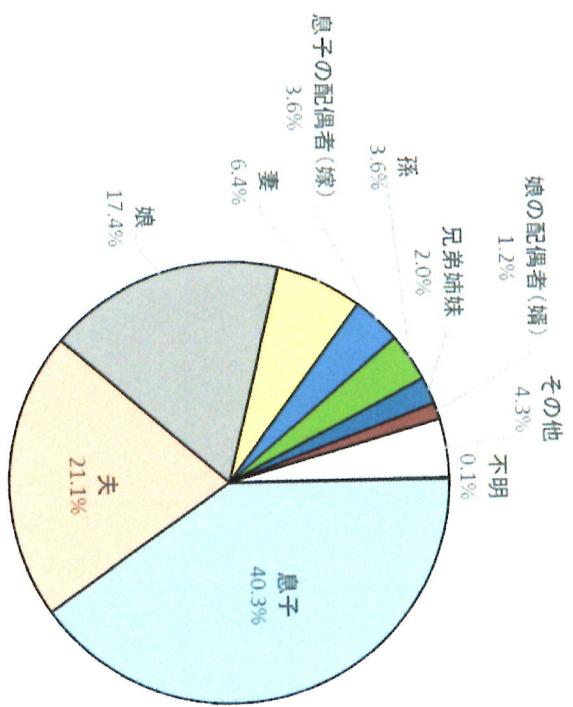


※性別・年齢は「不明」を除く。「介護従事者」は、介護労働安全センター『平成29年度介護労働実態調査』による。

3. 高齢者虐待の実態 ～虐待者の状況～（2）

養護者

図23 被虐待者からみた虐待者の続柄



※・虐待者の総数18,666人における割合。

3・高齢者虐待の実態 ～虐待の発生原因（1）～

養介護施設

表7 虐待の発生要因（複数回答）

内容	件数	割合（%）
教育・知識・介護技術等に関する問題	303	60.1
職員のストレスや感情コントロールの問題	133	26.4
倫理観や理念の欠如	58	11.5
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	38	7.5
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	37	7.3
虐待を行った職員の性格や資質の問題	28	5.6
その他	21	4.2

（注）回答のあった504件の事例を集計。

3. 高齢者虐待の実態 ～虐待の発生原因（2）～

表37 虐待の発生要因（複数回答）

養護者

	件数	割合(%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	1,285	24.2%
虐待者の障害・疾患	1,160	21.8%
虐待者の性格や人格（に基づく言動）	610	11.5%
虐待者の知識や情報の不足	294	5.5%
虐待者の飲酒の影響	289	5.4%
虐待者の理解力の不足や低下	280	5.3%
虐待者の精神状態が安定していない	267	5.0%
虐待者の介護力の低下や不足	150	2.8%
虐待者の孤立・補助介護者の不在等	58	1.1%
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	22	0.4%
虐待者のギャンブル依存	16	0.3%
虐待者に対する「介護は穿撃がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやフレッシャー	1	0.0%
虐待者のその他の要因	264	5.0%
被虐待者の認知症の症状	729	13.7%
被虐待者の精神障害（疑い含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	263	4.9%
被虐待者の本人の性格や人格（に基づく言動）	162	3.0%
被虐待者のその他の身体的自立度の低さ	146	2.7%
被虐待者が外部サービスの利用に抵抗感がある	33	0.6%
被虐待者への接達介助の困難さ	21	0.4%
被虐待者側のその他の要因	54	1.0%
被虐待者と虐待者との虐待発生までの人間関係	755	14.2%
経済的困難（経済的問題）	656	12.3%
家庭における養護者の他家族（虐待者以外）との関係の悪さほか家庭間係の問題	66	1.2%
（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	33	0.6%
家庭内の経済的利害関係、財産、相続	23	0.4%
家庭におけるその他の要因	48	0.9%
モーケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	13	0.2%
その他ケアマネジメントや制度間係の問題	1	0.0%

（注）回答のあった5,316件の事例を集計

3. 高齢者虐待の実態 ～虐待等による死亡事例～

養介護施設

報告事例なし

養護者

表2 虐待等による死亡事例の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	31	27	24	31	21	21	26	21	25	20	24	28
人數	32	27	24	31	21	21	27	21	25	20	25	28

表56 事件形態

	人数
養護者による被養護者の殺人	9
養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	2
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	7
心中(養護者、被養護者とも死亡)	2
その他	8
合計	28

4. 高齢者虐待防止法の活用 ～法の趣旨～

- ▼ ①虐待を受けた高齢者の保護
- ▼ ②養護者に対する支援措置
- ▼ ③養護者等の処罰は目的としていない
- ▼ ④自分らしく安心して暮らす高齢者の権利実現（憲法13条・憲法25条）

4. 高齢者虐待防止法の活用 ～法の構成～

- ▶ ①高齢者虐待の定義・国・地方公共団体・国民等の責務を規定（総則）
- ▶ ②養護者による高齢者虐待の防止と養護者の支援
- ▶ ③施設従事者による高齢者虐待の防止
- ▶ ④高齢者の保護に資する関連施策等（雑則）
- ▶ ⑤罰則

4. 高齢者虐待防止法の活用 ～高齢者虐待の防止等に対する国・地方公共団体・国民の責務について（1）～

（国及び地方公共団体の責務等）

- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
 - 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の義務）

- 第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

- 第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
 - 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

4. 高齢者虐待防止法の活用 ～高齢者虐待の防止等に対する国・地方公共団体・国民の責務について（2）～

▼ 高齢者福祉に関与する者の責務（法第5条）

- 1項：高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のあるものは、高齢者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない

職務上関係のある者 → 施設・病院・保健所・高齢者福祉関係団体、施設従事者、医師、保健師、弁護士等

- 2項：1項の業務上又は職務上関係のあるものは、高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めねばならない。

4. 高齢者虐待防止法の活用 ～高齢者虐待の対応策・養護者支援について（1）～

①通報制度

○ 養護者による虐待

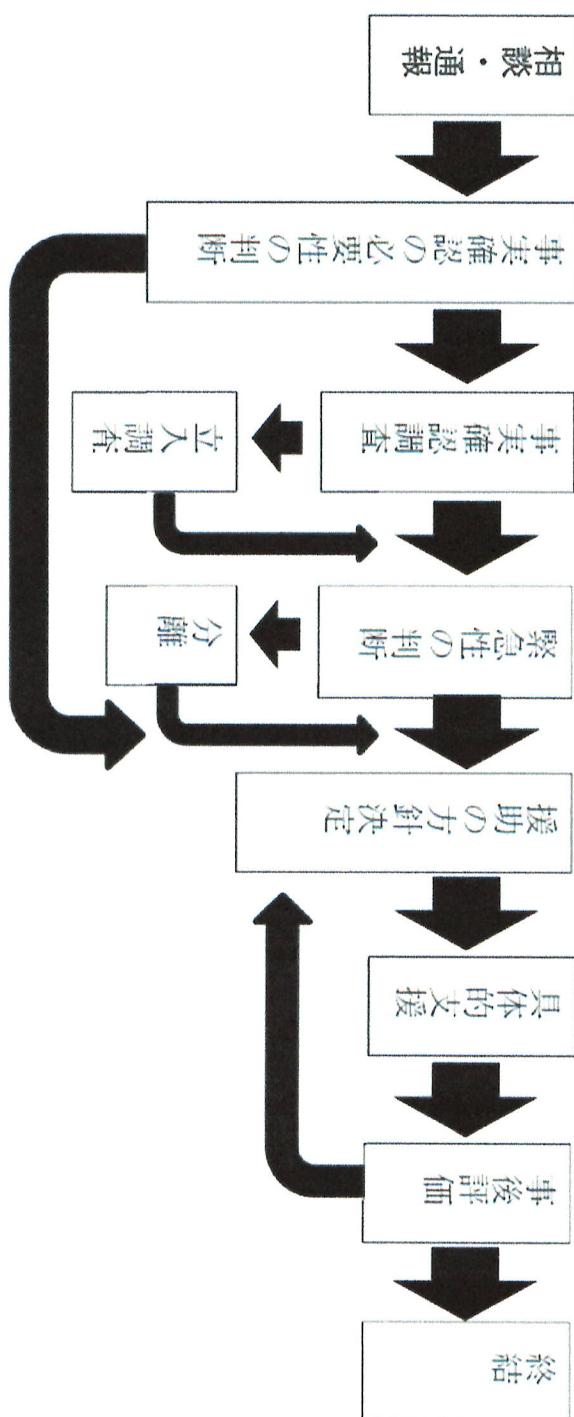
	義務の程度	発見の程度
7条1項	通報義務	<ul style="list-style-type: none">・虐待を受けたと思われる高齢者の発見・生命・身体に重大な危険が生じている場合
同条2項	通報努力義務	<ul style="list-style-type: none">・虐待を受けたと思われる高齢者の発見

○ 施設従事者等による虐待

	発見者	義務の程度	発見の程度
21条1項	施設従事者等	通報義務	<ul style="list-style-type: none">・職務先で発見・虐待を受けたと思われる高齢者の発見
同条2項	すべての人 (施設従事者等 を含む)	通報義務	<ul style="list-style-type: none">・虐待を受けたと思われる高齢者の発見・生命・身体に重大な危険が生じている場合
同条3項	すべての人 (施設従事者等 を含む)	努力義務	<ul style="list-style-type: none">・虐待を受けたと思われる高齢者の発見

4. 高齢者虐待防止法の活用 ～高齢者虐待の対応策・養護者支援について（2）～

▼ ②通報受理後の対応



令和元年5月神奈川県作成の『神奈川県高齢者虐待防止対応マニュアル』より転載

5. その他 ～身体拘束について～

■ 介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。」

○ 介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

<三つの要件をすべて満たすことが必要>

- ◆切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ◆非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ◆一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく

5・その他 ～身体拘束について（1）～

介護保険指定基準において、身体拘束禁止の対象となる具体的行為には、以下のような行動が明示されています。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テープルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思でできることのできない居室等に隔離する。

5. その他 ～身体拘束について（2）～

- ・車椅子での拘束
→①に該当
- ・深いソファで立てなくなる
→⑦に該当
- ・ベッドを壁にくっつける
→外側が2本柵だと③に該当
→外側に1本柵で、利用者が降りるスペースがあれば大丈夫か。
 - ・認知症フロアに鍵をかける
→⑪に該当

6. 司法書士へのご相談先

- ▼ 神奈川県司法書士会
 - ▼ 無料電話相談 045-641-1348
 - ▼ (月曜～金曜 午後1時～4時)
- ▼ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部
 - ▼ 無料電話相談 045-663-9180
 - ▼ (月曜・金曜 午後3時～5時、水曜 午前10時～正午)
- ▼ 仲井雅光 司法書士事務所
 - ▼ 住所 〒243-0035 厚木市愛甲2丁目12番1号 今福ビル301号
 - ▼ 電話 046-281-9025
 - ▼ [メール pxi07172@nifty.ne.jp](mailto:pxi07172@nifty.ne.jp)
 - ▼ ホームページ <http://www.nakai-law.com/>